

学校給食地場農畜産物利用拡大事業業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地産地消・産直緊急推進事業実施要綱（平成21年5月29日付け21生産第1533号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、地産地消・産直緊急事業推進費補助金交付要綱（平成21年5月29日付け21生産第1534号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び地産地消・産直緊急推進事業実施要領（平成21年5月29日付け21生産第1535号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、島根県 財団法人島根県学校給食会（以下「本会」という。）が行う学校給食における地場農畜産物の利用を拡大するための事業に関する業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資すること目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 本会は、食育推進基本計画に示された学校給食における地場産物の利用割合の目標達成に向けて、学校給食における地場の農畜産物の利用拡大及び定着を図るため、実施要綱別紙2及び実施要領別紙2に基づく、学校給食地場農畜産物利用拡大事業（以下「本事業」という。）に係る助成金の交付その他の業務を公正かつ効率的に運営するものとする。

2 本会は、実施要綱、交付要綱、実施要領その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続きに従って、本事業を実施する事業実施者（実施要綱別紙2の第7の1及び実施要領別紙2の第5の1に定める事業実施者をいう。以下同じ。）に対し、助成金を交付するものとする。

第2章 基金の管理に関する事項

(基金の管理)

第3条 本会は、国から交付された補助金の全額を本事業に必要な基金として造成するものとし、基金の管理については、実施要領別紙2の第3の2に定めるところにより、他の事業と区分して経理するほか、実施要綱別紙2の第6の本事業の種類ごとにそれぞれ区分して経理の上、運用益を含めて互いに流用はしないものとする。

2 本会は、前項の資金を島根県信用農業協同組合連合会普通預金により管理するものとする。

3 本会は、平成22年度末において、第1項に定める基金になお残額が生じた場合（第

7条に基づく返還があった場合を含む。)は、実施要領別紙2の第3の4の規定に定めるところにより、当該残額の全額をその運用益とともに国に返還するものとし、その具体的取扱いについては、中国四国農政局長の指示を受けるものとする。

第3章 事業計画の承認及び事業の着手に関する事項

(事業計画の承認等)

第4条 本事業を実施しようとする事業実施者は、実施要領別紙2の第7の2の(1)に定めるところにより、農林水産省生産局長が別に定める期日までに本会に対して年度ごとの事業計画を提出し、その承認を受けるものとする。

2 本会は、前項に基づき事業実施者から提出された事業計画の内容を審査の上、当該事業実施者に助成金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、実施要領別紙2の第7の2の(1)のイに定めるところにより、事業実施者に通知するものとする。

なお、本会は、本通知に併せて事業実施者への助成金の交付決定額を通知するものとする。

3 事業実施者は、第1項の事業計画について、事業の中止又は廃止及び助成金の額の増加を伴う事業計画の変更を行う場合は、第1項及び第2項に準じて手続きを行うものとし、それ以外の変更については、本会に対して届出を行うものとする。

4 事業実施者は、第2項の本会の通知に基づき、本事業に着手するものとする。

第4章 事業実施者の事業実績の報告、助成金の支払い等に関する事項

(事業実施者の事業実績の報告)

第5条 事業実施者は、事業計画に基づき、事業を実施した場合は、実施要領別紙2の第7の2の(3)のアに定めるところにより、毎年度、事業実績報告を作成の上、本会に報告するものとし、報告の期限は、毎年4月15日までとする。

なお、事業実施者は、当該事業実績報告と併せて、助成金の支払いを請求するものとする。

2 本会は、事業実施者から第1項に基づく事業実績報告を受けた時は、第5項に基づく確認を実施の上、事業実施者に対して額の確定及び助成金の支払いを通知するものとする。

3 事業実施者は、本会(又は本協議会)が第4条第2項に定めるところによる通知の発出後、年度内に事業の一部又は全部を実施した場合には、概算払いとして本会(又は本協議会)に対して、助成金の支払いを請求することができるものとする。

- 4 前項の概算払い請求は、原則として年間1回、2月15日までに実施するものとする。
ただし、事業実施者にやむを得ない事情があり、本会が適当と認める場合は、この限りではない。
- 5 本会は、事業実施者から第1項及び第3項の請求があった時には、事業の実施状況を
書面で確認するほか、必要に応じて事業実施者からの実施状況の聴取、現地確認調査の
実施などにより、事業が適正に実施されたことを確認するものとする。
- 6 本会は、前項により、事業が適正に実施されたことを確認できた場合には、事業実施
者に通知の上、助成金を交付するものとする。
なお、概算払いにより助成金を支出した場合であって、過大な助成金が交付されてい
たことが後日確認できた場合は、事業実施者に対して助成金の返還を求めるほか、当該
事業実施者への次回の助成金の支出を減額することができるものとする。

第5章 本会の事業実績の報告

(本会の事業実績の中国四国農政局長への報告等)

第6条 本会は、交付要綱第8及び実施要領別紙2の第8の1に定めるところにより、平
成21年度分の実績報告を平成22年4月10日までに中国四国農政局長に報告する
ものとする。

この場合の実績報告は、実施要領に定める参考様式第5号別添の第1～第3を内容と
して報告を行うものとする。

2 本会は、第5条第1項の年度ごとの事業実施者からの報告を取りまとめ、実施要領別
紙2の第8の2に定めるところにより、最終事業実績報告書を平成23年6月末日まで
に中国四国農政局長に報告するものとする。

(助成金の返還)

第7条 本会は、事業実施者が実施要綱、実施要領、交付要綱、本業務方法書その他関連
する法令等に反していると認められる場合及び事業実施者による取組が要綱別紙2の
第7の2の取組の内容を満たしていないと認められる場合には、事業実施者に対して助
成金の全部又は一部の返還措置を講ずるものとする。

この場合、本会は、必要に応じて、中国四国農政局長の指示を受けるものとする。

第6章 雑則

(帳簿の備付け等)

第8条 事業実施者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当
該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類

を、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

- 2 本会は、必要に応じて事業実施者に対し、本事業の実施確認を行うとともに、経理内容を調査し、本会への助成金の請求の基礎となった帳簿及び証拠書類等の関係書類の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第9条 本業務方法書で定めるもののほか、本会は、必要に応じて本事業の実施に係る業務の方法についての詳細事項を中国四国農政局長の承認を受けて定めるものとする。

- 2 本業務方法書に必要な手続きの様式は、別表のとおりとする。

附則

本業務方法書は、中国四国農政局長の承認があった日から施行する。

別表

| 該当条項 | 内容（手続概要） | 様式番号 |
|-------------|----------------|-------|
| 第4条第1項及び第3項 | 事業計画の（変更）承認申請 | 様式第1号 |
| 第4条第2項及び第3項 | 事業計画の（変更）承認 | 様式第2号 |
| 第5条第1項 | 事業実績報告及び助成金の請求 | 様式第3号 |
| 第5条第2項 | 額の確定通知及び助成金の支出 | 様式第4号 |
| 第5条第3項 | 概算払いの請求 | 様式第5号 |
| 第5条第6項 | 概算払いの支出 | 様式第6号 |

様式第1号

平成 年 月 日

(事業実施主体)

団体名

代表者氏名 殿

(事業実施者)

住所 〒

団体名

代表者氏名

印

学校給食地場農畜産物利用拡大事業計画の(変更)承認申請について(平成 年度)

このことについて、地産地消・産直緊急推進事業実施要領(平成21年5月29日付け21生産第1535号農林水産省生産局長通知)別紙2の第7の2の(1)のアの規定に基づき、関係書類を添えて(変更)承認を申請します。

(注)関係書類として、実施要領参考様式第6号別添様式のうち、第1～第4に基づいて作成した資料を添付すること

平成 年 月 日

(事業実施者)

団体名

代表者氏名 殿

(事業実施主体)

住所 〒

団体名

代表者氏名

印

学校給食地場農畜産物利用拡大事業計画(変更)承認書(平成 年度)

平成 年 月 日付けをもって申請のあった、事業計画の(変更)承認申請については、平成 年 月 日付けをもって承認したので、地産地消・産直緊急推進事業実施要領(平成21年5月29日付け21生産第1535号農林水産省生産局長通知)別紙2の第7の2の(1)のイの規定に基づき通知します。

なお、助成金の(変更)交付決定額は、下記のとおりとしたので、併せて通知します。

記

助成金の交付決定額(変更前) 金 円

(助成金の交付決定額(変更後)) 金 円)

(注)()内は変更を行う場合に記入

平成 年 月 日

平成 年度学校給食地場農畜産物利用拡大事業実績報告書

(事業実施主体)

団体名

代表者氏名 殿

(事業実施者)

住所 〒

団体名

代表者氏名

印

このことについて、地産地消・産直緊急推進事業実施要領（平成21年5月29日付け21生産第1535号農林水産省生産局長通知）別紙2の第7の2の(3)のアの規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

なお、併せて、貴会（又は貴協議会）業務方法書第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり、助成金（精算金） 円の交付を申請します。

記

1 助成金交付額等

| 交付決定額 | (既受領額) | 今回請求額 | 残額 |
|-------|--------|-------|----|
| 円 | 円 | 円 | 円 |

2 振込口座番号等

(注) 1. 関係書類として、参考様式第6号別添の様式に基づき作成した事業実績報告書を添付すること。

2. ()内は、概算金の支払いを受けている場合に記述すること。

様式第4号

平成 年 月 日

(事業実施者)

団体名

代表者氏名 殿

(事業実施主体)

住所 〒

団体名

代表者氏名

印

平成 年度学校給食地場農畜産物利用拡大事業に係る助成金の額の確定
及び助成金の支出について

平成 年 月 日付けで提出された学校給食地場農畜産物利用拡大事業実績報告書に基づき、平成 年度学校給食地場農畜産物利用拡大事業に係る助成金の額を金 円に確定するとともに、助成金 円を別途支出することとしたので、本会業務方法書第5条第2項の規定に基づき通知します。

平成 年 月 日

(事業実施主体)

団体名

代表者氏名 殿

(事業実施者)

住所 〒

団体名

代表者氏名

印

学校給食地場農畜産物利用拡大事業に係る概算払いについて

このことについて、下記のとおり助成金 円を概算払いされたく、貴会（又は貴協議会）業務方法書第 5 条第 3 項の規定に基づき、関係書類を添えて請求します。

記

1 助成金交付額等

| 交付決定額 | (既受領額) | 今回請求額 | 残額 |
|-------|--------|-------|----|
| 円 | 円 | 円 | 円 |

2 振込口座番号等

(注) 1 . 関係書類として、実施要領参考様式第 6 号別添様式に基づいて作成した事業の実施状況が確認できる資料を添付すること

2 . 複数回の概算払いを請求する場合は、前回までの既受領額を記入すること

平成 年 月 日

(事業実施者)

団体名

代表者氏名 殿

(事業実施主体)

住所 〒

団体名

代表者氏名

印

学校給食地場農畜産物利用拡大事業に係る助成金の概算払いについて

平成 年 月 日付けで請求のあったこのことについて、本会（又は本協議会）業務方法書第5条第6項の規定に基づき、下記のとおり概算金を支出することとしたので、通知します。

記

1 概算金交付額等

| 交付決定額 | (既支出額) | 今回支出額 | 残額 |
|-------|--------|-------|----|
| 円 | 円 | 円 | 円 |

2 振込口座番号等